

## 委員長代理の決定について

平成26年1月 日  
特定個人情報保護委員会決定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第44条第2項に基づき、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を次のとおり定める。

委員長代理は、阿部孝夫委員とする。